

思い当たりませんか？

どろぼうは昼も夜も関係ナシ！
いつでもスキを狙っています。



閉めたつもの玄関のカギ……。

でも、一度「閉めてないかも？」と思うと、

ベランダの窓は？風呂の窓は？

あらゆるケースが気になってくるものです。

「2～3時間で帰るから……」なんて安心したら

大間違い。どろぼうは待ってくれません。昼も夜も関係なく

いつでもチャンスがうかがっているのです。

そんな時、エイブルの入居者保険なら盗まれた物はもちろん、

盗難の際の家具の破損、汚損まで補償の対象となるから

とてもお役に立ちます。

万一事故にあわれたら遅滞なくご連絡ください。

転居・名義変更など ご契約内容に
変更が生じた場合はお届けが必要です。
また、解約をされる場合も下記までご連絡ください。
※保険契約の未経過期間により、保険料が返還される場合があります。

転居・その他

転居してもご通知いただければそのまま安心が続きます。
※ご契約内容・保険証券に際しても
右記へお問い合わせください。

●転居など、ご契約内容に変更が生じたとき
株式会社 エーシーサービス

☎ 0120-135-105

[受付時間] 月曜日～金曜日9:30～17:30
(土・日・祝日・年末年始を除く)

事故のとき

万一事故にあわれましたら、
遅滞なくご連絡ください。

●事故のとき Chubb損害保険株式会社
事故受付ダイヤル

0120-880-163

年中無休・24時間受付

解約のとき

保険契約の未経過期間に
より、保険料が返還される
場合があります。

●解約のとき Chubb損害保険株式会社
サポートセンター

0120-233-522

携帯電話・PHSからはナビダイヤル 0570-004256
(通話料はお客様のご負担となります)へお掛けください。

[受付時間] 月曜日～金曜日9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページでも解約を受けております。

チャブ保険 解約 検索

<http://www.chubb.com/jp-chintai>

特約の補償重複について

当保険には、賠償責任・修理費用補償特約および事故被害者弁護士費用補償特約がセットされています。これらの特約と補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複する場合があります。補償内容の差異や保険金額、特約の要否をご確認いただいた上で、当保険をご契約ください。

- エイブル&パートナーズグループ保険担当
- 保険取扱代理店

ACS 株式会社 エーシー サービス

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 AKASAKA K-TOWER

<http://www.acservice.co.jp>

- 引受保険会社

Chubb損害保険株式会社

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

エース損害保険株式会社は、2016年10月1日付で

「Chubb損害保険株式会社」(略称 チャブ保険)に商号変更しました。

エイブルの入居者保険

リビングプロテクト 総合保険

エイブルがお勧めする
“くらしの保険”

暮らしにまつわるトラブルからお守りします！



エイブル

こんなシーン あなたにも

火事は忘れた頃に
やってきます！

火災発生件数
「火災統計(平成28年)」
(消防庁)を加工して作成
1時間に約2.4件発生



家庭には、

ガスコンロや電気器具の配線、ストーブなど、
火災の原因になるかも知れない物がたくさんあります。

もし、ひとたび火事が起きてしまったら、

言い訳はききません。

だから、日常生活で火災に対する十分な用心と

十分な補償が必要です。

エイブルの入居者保険

安心のため、ぜひご加入ください。

この保険さえあれば、もう安心!

借戸室内における①～⑩の事故でご自身の家財に生じた損害を補償します。(損害保険金)

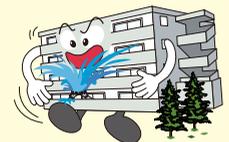
① 火災 ② 落雷



③ 破裂・爆発

④ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊

⑤ 給排水設備または他の戸室に生じた事故による水濡れ



⑥ 騒擾・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為



⑦ 水災 (保険金額限度に100%補償)



⑧ 家財・通貨等・乗車券等の盗難



⑨ 風災・雹災・雪災



⑩ ①～⑨以外の偶然な事故破損・汚損等 (30万円限度、自己負担額1万円)



事故にともなう諸費用もお支払いします(費用保険金)

転居時の家財損害も補償(引越し中家財損害保険金)

保険証券記載の借戸室からの引越し中に生じた家財の損害も補償します。

※水災ならびに通貨・乗車券等の盗難の場合を除きます。
※破損等は30万円限度。※すべての事故に免責金額(自己負担額)1万円。
※保険証券記載の借戸室へ入居する際の引越し中に生じた損害は対象外です。



自動付帯特約

賠償責任・修理費用

他人への賠償責任補償 (個人賠償責任補償)

借戸室の使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活における事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を損壊したことにより法律上の賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。(支払限度額を超える額が対象となります。)*火災、破裂・爆発、給排水設備の事故による水濡れの場合には自己負担額はありません。
(お支払事故例) 洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。



家主さんへの賠償責任補償 (借家人賠償責任補償)

被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により借戸室を破損し、借戸室の貸主に対して法律上の賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。(支払限度額を超える額が対象となります。)*火災、破裂・爆発、給排水設備の事故による水濡れの場合には自己負担額はありません。
(お支払事故例) 台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、自己の費用で修理した。



借用建物の修理費用補償 (修理費用補償)

上記①～⑥および⑧、⑨の事故により借戸室に損害が生じ、あるいはその他偶然な事故により借戸室の外部に面する出入口のドア、シャッター、窓ガラスに損害が生じたときに、賃貸借契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合にその復旧費用に対して保険金をお支払いします。(支払限度額が限度、自己負担額なし)
(お支払事故例) 台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、自己の費用で修理した。



事故被害者弁護士費用

日本国内における日常生活において生じた偶然な事故により被害を受け、弁護士、司法書士または行政書士への法律相談や損害賠償を委任することにより費用を負担する場合に保険金をお支払いします。(法律相談費用:1回1万円/1事故3万円限度、弁護士費用等:1契約年度につき100万円限度)



〈損害保険金をお支払いできない主な場合〉

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 保険の対象(家財)の置き忘れまたは紛失
- 保険証券記載の借戸室の外での事故(持ち出し家財の損害または引越し中家財損害保険金の保険金お支払い条件に該当する場合を除きます。)
- 持ち出し家財である原動機付自転車、電動自転車、自転車ならびにこれらの付属品の盗難
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波(ただし、地震火災費用保険金の支払条件に該当する場合は費用保険金のみお支払いします。)
- 核燃料物質、放射能汚染に起因する事故
- 家財の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、その他類似の事由、またはねずみ食い、虫食い等
- 家財のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ、落書きなど外観上の損傷または汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 保険の対象(家財)に対する加工、修理等の作業上における作業上の過失や技術の拙劣によって生じた損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故、機械的事故によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、楽器の音色または音質の変化
- 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのもの漏入(隙間からの雨漏り等をいいます。)によって生じた損害

〈保険の対象とならない主なもの〉

- ① 船舶、航空機、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。)ならびにこれらの付属品
- ② 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物(通貨、小切手、預貯金証書、乗車券等は、盗難事故の場合のみ保険の対象となります。)
- ③ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ④ 動物および植物等の生物
- ⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑥ コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- ⑦ 業務の用に供されるものおよび商品

〈保険の対象とならないもの(携行品損害補償特約)〉

- ① 上記のもの
- ② 自転車、電動自転車、原動機付自転車、ハングライダー、パラグライダー、超軽量動力機、サーフボード、ウィンドサーフィン、雪上オートバイ、リュージュ、ポプスレー、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ③ ラジコン模型およびこれらの付属品
- ④ 携帯電話、パーソナルコンピュータ等の電子機器およびその付属品

〈借家人賠償責任で保険金をお支払いできない主な場合〉

- 借戸室の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱によって生じた損壊その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
- 借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ちその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
- 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって損壊
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊(ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合は、この限りではありません。)
- 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのもの漏入によって生じた損壊
- 動物の飼育または一時的持込みによって生じた損壊
- 借戸室を貸主に明け渡す際に発見された、補修、交換、張替え等の対象となった畳、壁紙、ふすま、障子、床の損壊、ならびに清掃等の対象となった損壊

お支払いする保険金に免責金額(自己負担額)が適用される場合、免責金額を超える損害額が保険金支払いの対象となります。適用される免責金額は保険金の種類や事故の内容によって変わりますので、保険証券(または保険契約証、保険契約継続証、加入者証)でご確認ください。よろしくお願いいたします。

水道管修理費用

保険の対象(家財)を収容する借戸室の専用水道管が凍結により損壊し自己の費用で修理したときに、修理費用をお支払いします。(1事故・1敷地内につき10万円限度)

鍵取替え費用

盗難により損害保険金をお支払いするとき、または保険証券記載の借戸室から持ち出された出入口のドアの鍵が日本国内で盗取されたときに、ドアロックの交換費用をお支払いします。(1事故・1敷地内につき3万円限度)

特別費用

損害保険金の支払額が保険金額の70%を超えたために保険契約が終了したときにお支払いします。(損害保険金の10%:1事故・1敷地内につき200万円限度)

地震火災費用

地震・噴火・津波を原因とする火災により、家財が全焼または収容建物が半焼以上になったときにお支払いします。(保険金額の5%:1事故・1敷地内につき300万円限度)

臨時費用

①～⑦および⑨の事故により損害保険金がお支払われる場合に、事故のために臨時に生ずる費用に対してお支払いします。(損害保険金の30%:1事故・1敷地内につき100万円限度)

残存物取片づけ費用

①～⑦および⑨の事故により損害保険金がお支払われる場合に、損害を受けた家財の取片づけに必要な費用の額をお支払いします。(実費:損害保険金の10%が限度)

失火見舞費用

保険証券記載の戸室内で火災、破裂・爆発を起こし、第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対してお支払いします。*煙損害、臭気付着の損害を除きます。(1被災世帯あたり20万円かつ1事故につき保険金額の20%限度)

賃借・引越し費用 (基本付帯特約)

損害保険金がお支払われる場合で、保険の対象(家財)の損害が半損(再調達価額の30%以上の損害)以上になったときに、臨時に住宅を借用する費用または宿泊施設を利用する費用あるいは保険証券記載の借戸室からの引越し費用を負担した場合に保険金をお支払いします。(賃借費用1ヶ月20万円かつ1事故6ヶ月限度、引越し費用1事故40万円限度)



ご希望によりさらにオプション特約を追加できます。(任意付帯特約) *裏面の(株)エーシーサービスフリーダイヤルにお申し出ください。

ストーカー行為等対策費用

保険期間中に日本国内においてストーカー行為等を受け、警察または検察庁に警告・援助の申出または告訴を行い受理された場合に、被保険者またはその親族がその対策のため費用を負担した場合に保険金をお支払いします。(1契約年度につき40万円が限度、自己負担額なし)(4,720円(2年間))



携行品損害

借戸室から日本国内外に一時的に持ち出され、被保険者が携行している被保険者所有の家財に、偶然な事故により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。(1事故につき30万円が限度、自己負担額1万円)
*持ち出し家財の損害として保険金がお支払われる場合を除きます。(7,530円(2年間))

